

沖縄空手会館 利用規程

沖縄空手会館管理事務所

1. 利用時間

施設名	利用時間
道場施設（道場・鍛錬室・研修室・会議室）	9時～21時
展示施設（資料室）	9時～18時（最終入館 17時 30分迄）
展示施設（ショップ）	10時～17時
展示施設（レストラン）	現在調整中

※道場施設（道場・鍛錬室・研修室・会議室）は9時開館です。9時に入館後、会場設営等を行う運びとなりますので、催事開催時間の設定はご注意ください。

2. 休館日

休館日	備考
水曜日	水曜日が祝日又は慰霊の日に当たる場合、休館日は直近の休館日でない日に振り替える。
年末年始	12月30日から翌年1月3日迄

3. 利用申請

(1) 申請書受付

催事によって受付開始日が異なります。ご確認の上、申請書をご提出下さい。

申請書受付は、上記休館日を除く9時～17時までとなります。ご了承下さい。

区分	内容	受付開始日
国・沖縄県主催	(1) 国及び沖縄県が主催する空手道・古武道の催物	利用開始日 3年前
空手関係団体等主催	(2) 空手関係団体等が主催する空手道・古武道の催物	利用開始日 1年前
空手体験プログラム	(3) 教育旅行・MICE・クルーズ船等で空手体験プログラムを行う場合	利用開始日 2年前
	(4) 旅行商品造成等で空手体験プログラムを行う場合	利用開始日 1年前
空手・古武道以外の催物	(5) 道場施設を全館利用する大規模イベントを行う場合	利用開始日 1年前
	(6) その他の催物	利用開始日 3か月前
施設内での撮影	(1) 施設内での撮影行為	利用開始日 3か月前

(2) 提出書類

下記の申請書をご提出下さい。

(施設利用)

- ・利用許可申請書（第1号様式）
- ・附属設備利用許可申請書（第2号様式）

※施設利用の申請時間は、準備～本番～撤収時間を含めた時間をご記入下さい。

(撮影)

- 撮影許可申請書 (第 3 号様式)

(3) 利用許可

利用を許可したときは、当館より利用許可書 (第 4 号様式) を申請者に交付します。

(4) 利用許可の変更

利用許可を得た内容を変更する場合は、利用変更許可申請書 (第 5 号様式) に、当館から送付した利用許可書 (第 4 号様式) を添えて提出下さい。

利用許可の変更を許可した場合は、当館より利用変更許可書 (第 6 号様式) を交付します。

(5) 利用の取り消し (キャンセル)

利用の取り消しをする場合は、利用取消届 (第 7 号様式) に、当館から送付した利用許可書 (第 4 号様式) を添えて提出下さい。

(6) 利用許可に関する注意事項

以下に該当する場合は、利用の許可を行わない場合があります。ご了承下さい。

- ① 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ② 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- ③ 施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- ④ 施設等の管理上支障があると認められたとき。

4. 利用料金

施設利用料金 (別表 1)、附属設備利用料金 (別表 2)、撮影者利用料金 (別表 3)、観覧料 (別表 4) にてご確認下さい。

(1) 利用料金の納付

前納での支払いとする。但し、国及び地方公共団体は除く。

※銀行振込の場合、利用日から数えて金融機関の 3 営業日前までにお振込み下さい。

※振込明細書のコピーまたは原本を利用当日に必ずご持参ください。

既納の利用料金は返還いたしません。但し、利用料金返還に該当する場合は返還します。

(2) キャンセル料

No	内容	キャンセル料
①	天災地変、不可抗力、その他利用者の責めに帰すことのできない理由により利用することができないとき	なし
②	利用者が利用しようとする日 1 年前の前日までに利用の取消しを届け出たとき	なし
③	利用者が利用しようとする日 1 年前～14 日前までに利用の取消しを届け出たとき	30%
④	利用者が利用しようとする日 14 日前以降に取消しを申し出たとき	100%

(3) 利用料金返還に伴う手続き

(2) キャンセル料①～③に該当し、利用料金の返還を行う場合は、利用料金返還申請書(第10号様式)を提出下さい。

5. 提出資料及び打ち合わせ

必要に応じて、催事に係る各種資料(仕様書、図面等)の提出や、打ち合わせをお願いすることがあります。ご了承下さい。

6. 利用者の遵守事項

利用者は次の各号を遵守下さい。

- ① 利用を許可されていない施設等を利用しないこと。
- ② 入場者の安全確保の措置を講じること。
- ③ 上記許可を受けた施設等は、善良なる管理者の注意を持って管理すること。
- ④ 管理を適切に行うため、管理責任者を置くこと。

7. 利用者の行為の責任

会館内において、利用者又は入場者が、次の各号に掲げる行為を行うことを禁止します。

- ① 火災、爆発、その他危険を生じるおそれのある行為
- ② 騒音又は大声を発生し、暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為をすること。
- ③ 施設等を汚損し、損傷し、若しくは滅失し、又はこれらのおそれのある行為をすること。
- ④ 許可を受けずに広告類を掲出し、又は配布すること。
- ⑤ 許可された場所以外の場所へ立ち入ること。
- ⑥ 所定の場所以外の場所で飲食し、又は喫煙すること。
- ⑦ 許可を受けずに寄付金を募集し、物品を販売し、若しくは陳列し、又は飲食物を販売し、若しくは提供すること。
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、沖縄空手会館管理事務所長が不相当と認める行為

8. 損傷の届出

利用に際し、施設等を汚損・損傷・滅失したときは、直ちにその旨を当館職員まで届け出て、指示を受けて下さい。

9. 利用後の点検

施設等の利用を終えた時は、当館職員の点検を受けて下さい。